

ふじ総合法律会計事務所弁護士費用規定

平成16年6月1日 施行，平成17年3月1日，平成20年3月3日，平成21年6月15日，平成26年3月28日，令和元年5月1日，令和3年5月1日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、当事務所所属の弁護士が、その職務に関して受ける弁護士の受託業務の対価等に関する基準を示すことを目的とする。

(弁護士費用の種類)

第2条 弁護士費用は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、成功報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。

2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいう。
書面による鑑定料	法的意見書等、依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。受任弁護士の責任で委任契約が解除された場合以外返還されることはない。
成功報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、着手金とは別にその成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。全く不成功に終わったときは、成功報酬金は発生しない。
手数料	原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日当	所属弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

(弁護士費用の支払時期)

第3条 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、成功報酬金は、事件等の処理が成功して終了したときに、その他の弁護士費用は、この規定に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

(事件等の個数等)

第4条 弁護士費用は、一件ごとに定めるものとし、裁判上の事件も裁判外の事件等も、当初依頼を受けた事務の範囲をもって、一件とする。裁判上の事件は、審級ごとに一件とする。但し、引き続き上訴審を受任したときは、着手金は別にして、審級ごとに成功報酬が発生するものではなく、最終審の成功報酬金のみとする。

(弁護士の費用請求権)

第5条 所属弁護士は、依頼者に対し、本規定に準拠して弁護士費用を請求するものとする。

2 一件の事件等を当事務所所属の弁護士が複数で受任しても、依頼者は個別に弁護士費用を支払うことを要しない。

3 依頼を受けた事件が下記のいずれかに該当するときは、所属弁護士は依頼者と協議のうえ、着手金、成功報酬金について、(a) (b)に関してはそれぞれ標準額の2倍を限度として、(c) (d) (e)に関しては3倍を限度として増額の特約を明示した書面でき出来る。

(a) 依頼を受けた事件が特に重大若しくは複雑なとき

(b) 依頼を受けた事件の審理若しくは処理が著しく長期にわたると予想されるとき

(c) 依頼を受けた事件が全部の事件の量的な一部請求であり、当該事件の結果が実質的には全部の事件に及ぶ蓋然性が高いとき

(d) 依頼を受けた事件が依頼者の社会的地位や名誉等の非財産的利益に大きく関わるものであり、対象経済的利益を本費用規定に単純に当てはめたものでは事案の重大性に比し、あまりに低額となってしまうとき

(e) 依頼を受けた事件の相手方及びその関係者が、暴力団、右翼、極左過激派団体の構成員及びカルト団体の狂信的信者等であり、担当弁護士（家族、事務職員も含む）に対し実力行使を行う蓋然性があり、担当弁護士（家族、事務職員も含む）に身体的危険が生じる蓋然性があるとき

(消費税に相当する額)

第6条 この規定に定める額は、消費税を含まない表示である。

第2章 法律相談料等

(法律相談料)

第7条 法律相談料は、1回（1時間以内）2万円を原則とし、以後1時間ごとに1万円が加算されることを原則とする。

(書面による鑑定料)

第8条 法的意見書の作成等、書面による鑑定料は、次表のとおりとする。

書面による鑑定料	一鑑定事項につき10万円以上50万円以下
----------	----------------------

2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、所属弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

第3章 着手金及び成功報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金及び成功報酬金の算定基準)

第9条 本節の着手金及び成功報酬金については、この規定に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、成功報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益の算定可能な場合)

第10条 前条の経済的利益の額は、この規定に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- (1) 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）
- (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし期間不定のものは、10年分の額
- (4) 賃料増減請求事件は、増減額分の10年分の額（ただし、増減額の10年分の合計額が1億5,000万円を超える時は、1億5,000万円で計算する）
- (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額
- (6) 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- (9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- (10) 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第(5)号、第(6)号、第(8)号及び前号に準じた額
- (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の2分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- (13) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額
- (14) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- (15) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第(1)号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）
- (16) 会社の経営権争奪を巡る事件は、過去3年間の平均総役員年間報酬額の4年分の額

(経済的利益の算定不能な場合)

第11条 前条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする。

- 2 所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(民事事件の着手金及び成功報酬金)

第12条 訴訟事件、調停事件、非訟事件、審判事件、仲裁事件その他裁判外の紛争解決手続（A. D. R等）の着手金及び成功報酬金は、この規定に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ表1のとおり算定する。具体的な金額は、表2のAの欄に経済的利益をあてはめ計算するものとする。

表1

経済的利益の額	着手金	成功報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3,000万円以下の部分	5%	10%
3,000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

表2

経済的利益の額	着手金	成功報酬金
300万円以下の場合	$A \times 8\%$	$A \times 16\%$
300万円を超え3,000万円以下の場合	$(A \times 5\% + 9 \text{万円})$	$(A \times 10\% + 18 \text{万円})$
3,000万円を超え3億円以下の場合	$(A \times 3\% + 69 \text{万円})$	$(A \times 6\% + 138 \text{万円})$
3億円を超える場合	$(A \times 2\% + 369 \text{万円})$	$(A \times 4\% + 738 \text{万円})$

2 前項の着手金及び成功報酬金は、事件の内容により、20%の範囲内で増減額することができる。但し、第5条3項に規定する場合は、この限りではない。

3 着手金の最低額は、前2項の規定にかかわらず、10万円とする。

(示談交渉事件)

第13条 示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件の着手金は、この規定に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1に減額することが出来る。但し、成功報酬金はこの限りでない。

2 前項本文により減額を行った場合、示談交渉事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この規定に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。

3 示談交渉事件の着手金は、5万円を最低額とする。

(契約締結交渉)

第14条 示談交渉事件を除く契約締結交渉（基本的事実関係や金額等にほとんど対立がなく、相手方と交渉して契約書等にまとめあげ調印するような業務）の着手金及び成功報酬金は、対象金額を基準として、それぞれ表1のとおり算定する。具体的な金額は、表2のAの欄に経済的利益をあてはめ計算するものとする。

表1

対 象 金 額	着 手 金	成功報酬金
300万円以下の部分	2%	4%
300万円を超え3,000万円以下の部分	1%	2%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.5%	1%
3億円を超える部分	0.3%	0.6%

表2

対 象 金 額	着 手 金	成功報酬金
300万円以下の場合	$A \times 2\%$	$A \times 4\%$
300万円を超え3,000万円以下の場合	$(A \times 1\% + 3 \text{万円})$	$(A \times 2\% + 6 \text{万円})$
3,000万円を超え3億円以下の場合	$(A \times 0.5\% + 18 \text{万円})$	$(A \times 1\% + 36 \text{万円})$
3億円を超える場合	$(A \times 0.3\% + 78 \text{万円})$	$(A \times 0.6\% + 156 \text{万円})$

- 2 前項の着手金及び成功報酬金は、事案の内容により、20%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、5万円を最低額とする。
- 4 契約締結に至り成功報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。
- 5 契約締結交渉案件のうち、会社の合併、分割、営業譲渡、M&A等の商事案件については、上記表の3倍の額を着手金、成功報酬金の基準として協議決定する。
国際法務案件については、上記表の5倍の額を着手金、成功報酬金の基準として協議決定する。その際依頼者との協議により、成功報酬金については、成功報酬金に替えて後記第36条の時間制を採用し、業務終了時にタイムチャージによる手数料の支払いを受けることも出来るものとする。
- 6 前項の契約締結交渉商事案件については、契約締結交渉過程における交渉の立会い、助言、戦略立案等をいい、契約書等の合意文書の作成、修正、内容のチェック等を含むが、デューデリジェンス業務は含まないものとする。

(督促手続事件)

第15条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、それぞれ表1のとおり算定する。具体的な金額は、表2のAの欄に経済的利益をあてはめ計算するものとする。

表1

経済的利益の額	着手金
300万円以下の部分	2%
3万円を超え3,000万円以下の部分	1%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超える部分	0.3%

表2

経済的利益の額	着手金
300万円以下の場合	$A \times 2\%$
300万円を超え3,000万円以下の場合	$(A \times 1\% + 3 \text{万円})$
3,000万円を超え3億円以下の場合	$(A \times 0.5\% + 18 \text{万円})$
3億円を超える場合	$(A \times 0.3\% + 78 \text{万円})$

- 2 前項の着手金は、事件の内容により、20%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、5万円を最低額とする。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第12条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とする。
- 5 督促手続事件の成功報酬金は、第12条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。

(行政事件の特則)

第16条 行政庁の処分等に関する監査請求、異議申立、訴訟事件については、経済的利益が算定可能な場合は第12条に準拠して弁護士費用を算出し、それ以外は事案の複雑さ、公益性等を考慮し、協議して定めるものとする。但し、着手金の最低額は50万円とする。

(手形、小切手訴訟事件の特則)

第17条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び成功報酬金は、経済的利益の額を基準として、第12条の金額の半額とする。但し、通常訴訟に移行すれば、第12条の金額で計算し直すものとする。

- 2 前項の着手金及び成功報酬金は、事件の内容により20%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、5万円を最低額とする。

(貸室明渡事件の特則)

第18条 建物の一部分や貸室明渡請求訴訟事件の着手金、成功報酬金については、賃料(賃料相当損害金や相場の賃料額を含む)を基準として次表のとおりとする。

着手金	賃料3ヶ月分相当額に消費税を加算した金額（但し最低額20万円）
成功報酬金	賃料4ヶ月分相当額に消費税を加算した金額（但し最低額20万円）

2 前項の着手金及び成功報酬金は、事件の内容により20%の範囲内で増減額することができる。

3 貸室明渡請求事件の示談交渉着手金は賃料の2ヶ月分相当額に消費税を加算した金額にすることができる。その後訴訟になった場合は、賃料1ヶ月分相当額に消費税を加算した金額が追加着手金となる。

第18条の2 建物の区分所有等に関する法律第57条及び60条に基づく競売の請求の着手金及び成功報酬金は、次表のとおりとする。

着手金	20万円以上70万円以下
成功報酬金	40万円以上140万円以下

2 前項の着手金及び成功報酬金については、その請求が認められた後の同法第59号に基づく競売申立についての弁護士費用を含むものとする。

3 滞納管理費等の金銭請求を同時に行う場合には、別途弁護士費用を請求できるものとする。

(離婚事件)

第19条 離婚事件の着手金及び成功報酬金は、次表のとおりとする。

離婚交渉事件 ・離婚調停事件	着手金	30万円～80万円
	成功報酬金	50万円～100万円
離婚訴訟事件	着手金	50万円～100万円
	成功報酬金	70万円～120万円

2 離婚交渉事件・離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任したときには、離婚訴訟事件を受任した時に、離婚訴訟事件の着手金から離婚交渉事件・離婚調停事件の着手金を差し引いた残額を追加する。

3 離婚交渉事件・離婚調停事件、離婚訴訟事件において慰謝料などの財産的給付を伴うときには、第12条の規定により算定された着手金及び成功報酬金を加算して請求するものとする。

4 子どもの親権又は監護権をめぐる紛争、親子関係の存在又は不存在、嫡出否認等経済的給付を伴わない調停又は審判事件、訴訟については次表のとおりとする。但し、子供の身柄引渡請求に関する事件については、次表の倍額を基準とする。

着手金	30万円～80万円
成功報酬金	50万円～120万円

(境界に関する事件の特則)

第20条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟、その他境界に関する訴訟等の着手金及び成功報酬金は、次表のとおりとする。

着手金及び成功報酬金	それぞれ50万円以上とする
------------	---------------

2 前項の着手金及び成功報酬金は、第12条の規定により算定された着手金及び成功報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。

(保全命令申立事件等)

第21条 仮差押及び仮処分各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第12条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。

2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第12条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。

3 第1項の手続きのみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第12条の規定に準じて報酬金を受けることができる。

4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。

5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。

6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とする。

(民事執行事件等)

第22条 民事執行事件の着手金は、第12条の規定により算定された額の2分の1とする。

2 民事執行事件の報酬金は、第12条の規定により算定された額の4分の1とする。

3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第12条の規定により算定された額の3分の1とする。

4 執行停止事件の着手金は、第12条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。

5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第12条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。

6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万円を最低額とする。

(倒産整理事件)

第23条 破産、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額を基準として、依頼者と協議決定する。ただし、これらの事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれる。

(1) 個人事業者の自己破産申立事件

50万円以上

(2) 個人の非事業者の自己破産申立事件

30万円以上

(3) 法人の自己破産申立事件

100万円以上

但し、上記着手金には、代表者本人、その他法人の自己破産申立と関連する個人の自己破産申立に係る着手金を含まない。代表者本人その他の個人の自己破産申立に係る着手金については、法人の自己破産申立に係る着手金とは別に、(1) 項又は(2) 項の規定を適用する。

(4) 債権者申立の破産事件

(a) 通常型 100万円以上400万円以下

(b) 従業員数が50名を超える法人の場合

400万円以上1,500万円以下の間で定める。

(5) 会社整理事件 100万円以上

(6) 特別清算事件 50万円以上

(7) 会社更生事件 600万円以上

2 前項第(1)号及び第(2)号の事件は、依頼者の免責が確定したときに限り、受領した着手金の額を限度として、成功報酬金を受けることができる。

3 第1項第(3)号ないし第(7)号の各事件の成功報酬金は、第12条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。

(民事再生事件)

第24条 民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の各号に掲げる額とする。ただし、民事再生事件に関する保全の弁護士報酬は、着手金に含まれる。

(1) 事業者の民事再生事件 500万円以上で、申立時の裁判所への予納金の150%~200%の間で協議決定する

(2) 非事業者の民事再生事件 30万円以上

(3) 小規模個人再生及び
給与所得者等再生事件 30万円以上

2 民事再生事件の成功報酬金は、依頼者が民事再生計画認可決定を受けたときに限り、受領することができる。

3 第12条の規定は、前項の成功報酬金の決定について準用する。

4 第2項の成功報酬金の決定に際し基準となる経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、次項の弁護士報酬を既に受領しているときは、これを考慮する。

5 所属弁護士は、依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、毎月相当額の弁護士報酬を受けることができる。

6 前項の弁護士報酬の算定にあたっては、執務量、着手金及び既に第2項の成功報酬金を受領している場合には当該成功報酬金の額を考慮する。

(任意整理事件)

第25条 任意整理事件(第12条第1項又は前条第1項に該当しない債務整理事件をいう。)の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。

(1) 事業者の任意整理事件 50万円以上

(2) 非事業者の任意整理事件 20万円以上

2 前項の事件が清算により終了したときの成功報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額(以下「配当源資産」という。)を基準として、次の各号の表1の通り算定する。具体的な金額は、各号の表2のAの欄に経済的利益をあてはめ計算するものとする。

(1) 所属弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資産につき

表 1

500万円以下の部分	15%
500万円を超え1,000万円以下の部分	10%
1,000万円を超え5,000万円以下の部分	8%
5,000万円を超え1億円以下の部分	6%
1億円を超える部分	5%

表 2

500万円以下の場合	$A \times 15\%$
500万円を超え1,000万円以下の場合	$(A \times 10\% + 25 \text{万円})$
1,000万円を超え5,000万円以下の場合	$(A \times 8\% + 45 \text{万円})$
5,000万円を超え1億円以下の場合	$(A \times 6\% + 145 \text{万円})$
1億円を超える場合	$(A \times 5\% + 245 \text{万円})$

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供受けた配当源資額につき

表 1

5,000万円以下の部分	3%
5,000万円を超え1億円以下の部分	2%
1億円を超える部分	1%

表 2

5,000万円以下の部分	$A \times 3\%$
5,000万円を超え1億円以下の部分	$(A \times 2\% + 50 \text{万円})$
1億円を超える部分	$(A \times 1\% + 150 \text{万円})$

3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの成功報酬金は、第12条第3項の規定を準用する。

第25条の2 事業者又は非事業者の金融業者に対する債権債務関係の整理を主たる目的とする交渉事件については、前項の規定にかかわらず、着手金は、交渉を要する相手方金融業者（以下「相手方」という。）数に応じ、以下の範囲内の額とすることができる。但し、最低額を5万円とする。

相手方1件につき 2万円以上4万円以下

2 前項の事件の成功報酬金は、各相手方毎に、次の(1)(2)(3)の合計額とする。但し、依頼者と協議のうえ、(1)(2)(3)のうち一部を発生させないことができる。

(1) 相手方との間で支払総額及び支払方法につき合意が成立した場合

2万円以上4万円以下

(2) (1)の合意内容が相手方請求に係る債務額(利息制限法による引き直し後のもの)から減額をさせたものである場合

減額分の10%相当額に消費税を加えた額

(3) 相手方から過払金を回収した場合

回収額の20%相当額に消費税を加えた額

3 前2項における相手方の数については、着手金ないし成功報酬金の各発生時において、それぞれ、交渉すべき相手方の法人数ないし自然人数をもって定めることとし、相手方の合併、営業の全部又は一部の譲渡、債権の全部又は一部の譲渡があったことにより、交渉すべき相手方の数に変動があった場合には、その変動結果に従う。

(労働事件)

第26条 従業員地位確認請求事件等、従業員たる地位をめぐる労使紛争事件の着手金、成功報酬金は、次の額とする。

(使用者が依頼者の場合)

(1) 着手金

示談交渉(団体交渉を含む) 50万円以上100万円以下

訴訟事件 80万円以上200万円以下

(2) 成功報酬金

示談交渉 50万円以上

訴訟事件 80万円以上

(3) 仮処分及び労働審判の着手金は上記訴訟事件と同額とし、仮処分手続又は労働審判手続から本訴に移行した場合は、追加着手金が発生する。追加着手金の額は、上記訴訟事件の金額の2分の1以上とする。

(4) 以上は、地位確認等の対象が従業員一人の場合であるが、複数の従業員の地位確認等が問題となっている案件については、事案の難易度も加味して、(1)~(3)の金額を増加させることが出来る。

(労働者が依頼者の場合)

(1) 着手金

示談交渉 10万円以上40万円以下

訴訟事件 20万円以上60万円以下

(2) 成功報酬金

示談交渉 20万円以上

訴訟事件 30万円以上

(3) 仮処分及び労働審判の着手金は上記訴訟事件と同額とし、仮処分手続又は労働審判手続から本訴に移行した場合は、追加着手金が発生する。追加着手金の額は、上記

(b) 起訴後の場合 (単独)	①在宅 ②身柄	100 万円以上 500 万円以下 200 万円以上 800 万円以下
※(a)から(b)へ移行したとき、即ち起訴されたときは、差額相当額が追加着手金として発生する。		
(c) 起訴され合議事件（裁定合議事件含む） となった場合	①在宅 ②身柄	200 万円以上 600 万円以下 300 万円以上 1,000 万円以下
※(a)から(c)へ移行したときも同じく、差額相当額が追加着手金として発生する。		
C. 再審関係事件		100 万円以上 1,000 万円以下

- 2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、被害弁償などの示談交渉等を伴わない案件で、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審は事実関係に争いが無い情状事件をいう。
- 3 法定刑に死刑又は無期懲役を含む事件や、商法、会社法違反、税法違反、金融商品取引法違反事件等の特別法違反事件等の外、経済関係事件で金額が1億円を超える重大事件については、依頼者と協議の上、上限金額を超えることを妨げない。
- 4 実費は、第8章の定めによる。

(刑事事件の成功報酬金)

第28条 刑事事件の成功報酬金は、次表のとおりとする。

刑 事 事 件 の 内 容	成 功 報 酬 金
A. 事案簡明事件	
(a) 起訴前の場合	
①在宅	
I 不起訴	30 万円以上 80 万円以下
II 求略式命令	20 万円以上 60 万円以下
②身柄	
I 不起訴	50 万円以上 300 万円以下
II 求略式命令	20 万円以上 200 万円以下
(b) 起訴後の場合 (単独)	
①在宅	
I 執行猶予	30 万円以上 300 万円以下
II 求刑の軽減	10 万円以上 100 万円以下
②身柄	
I 執行猶予	30 万円以上 300 万円以下
II 求刑の軽減	20 万円以上 200 万円以下
(c) 起訴され合議事件（裁定合議事件含む） となった場合	
①在宅	
I 執行猶予	30 万円以上 400 万円以下

	II 求刑の軽減 ②身柄 I 執行猶予 II 求刑の軽減	20 万円以上 100 万円以下 50 万円以上 500 万円以下 20 万円以上 200 万円以下
B. その他の事件		
(a) 起訴前の場合	①在宅 I 不起訴 II 求略式命令 ②身柄 I 不起訴 II 求略式命令	50 万円以上 100 万円以下 20 万円以上 100 万円以下 100 万円以上 500 万円以下 30 万円以上 300 万円以下
(b) 起訴後の場合 (単独)	①在宅 I 無罪 II 執行猶予 III 求刑の軽減 ②身柄 I 無罪 II 執行猶予 III 求刑の軽減	100 万円以上 800 万円以下 30 万円以上 300 万円以下 20 万円以上 100 万円以下 300 万円以上 1,000 万円以下 30 万円以上 400 万円以下 20 万円以上 200 万円以下
(c) 起訴され合議事件 (裁定合議事件含む) となった場合	①在宅 I 無罪 II 執行猶予 III 求刑の軽減 ②身柄 I 無罪 II 執行猶予 III 求刑の軽減	300 万円以上 1,000 万円以下 50 万円以上 500 万円以下 30 万円以上 300 万円以下 400 万円以上 1,500 万円以下 70 万円以上 700 万円以下 40 万円以上 300 万円以下
C. 再審関係事件		300 万円以上 1,500 万円以下

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

3 法定刑に死刑又は無期懲役を含む事件や、商法違反、税務訴訟、証券取引法違反事件等の特別法違反事件、経済関係事件で金額が1億円を超える重大事件については依頼者と協議の上、上限金額を超えることを妨げない。

(刑事事件につき同一所属弁護士が引き続き受任した場合等)

第29条 刑事事件につき同一所属弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、審級ごとに着手金・報酬金を支払うこととするが、前2条の規定を基準に、着手金及び成功報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

(検察官の上訴取下げ等)

第30条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの成功報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第28条の規定を準用する。

(保釈等)

第31条 保釈が認められた時は、保釈保証金の10%相当額を第28条の成功報酬金に附加して支払いを受けるものとする。

2 勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び成功報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び成功報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。

(告訴、告発等)

第32条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、一件につき30万円以上とし、成功報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

第3節 少年事件

(少年事件の着手金及び成功報酬金)

第33条 少年事件（家庭裁判所送致前の少年の被疑事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
身柄が拘束されている場合	50万円以上200万円以下
身柄が拘束されていない場合	40万円以上100万円以下
抗告、再抗告及び保護取消事件	30万円以上80万円以下

2 試験観察に付された場合には、すでに受領した着手金の額の2分の1の額の着手金を追加することができる。

3 少年事件の成功報酬金は次表のとおりとする。

少年事件の結果	成功報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	50万円以上300万円以下
身柄事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	40万円以上100万円以下
在宅事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	30万円以上80万円以下

4 所属弁護士は、着手金及び成功報酬金の算定につき、非行事実には争いがあったり、少年の環境調整に著しく手数を要したり、家裁送致以前の手続に特段の手数を要したりなどの事情を考慮し、依頼者との協議により、前2項の着手金及び成功報酬金を適正妥当な範囲で増額することができるものとし、少年の環境調整に格段の手数を要しないなど、着手金及び成功報酬金を減額することが相当な事情があるときは、依頼者との協議により、前2項の着手金及び成功報酬金を適正妥当な範囲で減額することができる。

5 第2項に定める場合以外においても、成功報酬金を受領する事が相当とする結果が得られたときは、依頼者との協議により、第2項及び前項前段に準じた報酬額を受領することができる。

(少年事件につき同一所属弁護士が引き続き受任した場合)

第34条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第4条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても一件の事件とみなす。

2 少年事件につき、同一所属弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、抗告審等の着手金及び成功報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。

3 所属弁護士は、送致された事件が複数である場合及び事件が追加して送致され併合された場合の着手金及び成功報酬金の算定については、一件の少年事件として扱うものとする。ただし、追加送致された事件により、少年の環境調整などのために著しく執務量を増加させるときには、追加受任する事件につき、依頼者との協議により適正妥当な着手金を追加して受領することができる。

4 少年事件が、刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の着手金及び成功報酬金は、本章第2節の規定による。ただし、同一所属弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第4章 手数料

(手数料)

第35条 手数料は、この規定に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおりとする。なお、経済的利益の額の算定については、第10条の規定を準用する。

1 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全 (本事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。)	基本	20万円に第12条第1項の着手金規定により算定された額の10%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解 (本手数料を受けたときは契約書作成しても、その手数料を別に請求することはできない。)	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分 10万円 300万円を超え3,000万円以下の部分 1% 3,000万円を超え3億円以下の部分 0.5% 3億円を超える部分 0.3%
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第13条又は第19条の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債権届出	基本	5万円以上10万円以下
	特に複雑又は	

	特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額
成年後見等申立事件		20万円以上40万円以下
簡易な家事審判 (家事審判事件のうち、紛争性のない事案簡明なもの。)		5万円以上20万円以下
相続放棄手続	基本手数料(相続放棄申述又は熟慮期間伸長)	<p>1 配偶者、子(孫) 1名につき5万円とする。但し、配偶者又は子(孫)の複数名から同時に受任する場合には、2名以上の分は、1名につき2万5,000円とする。</p> <p>2 父母(祖父母) 1名につき7万円とする。但し、複数名から同時に受任する場合には、2名以上の分は、1名につき3万5,000円とする。また、第1項に基づき、全ての子(孫)について受任した上で続けて父母(祖父母)から受任する場合には、1名につき4万円とし、複数名から受任するときには2名以上の分は、1名につき2万円とする。</p> <p>3 兄弟姉妹(甥姪) 1名につき10万円とする。但し、複数名から同時に受任する場合には、2名以上の分は、1名につき5万円とする。また、第1項に基づき、全ての子(孫)について受任した上で続けて兄弟姉妹(甥姪)から受任する場合には、1名につき5万円とし、複数名から受任するときには2名以上の分は、1名につき2万5,000円とする。また、第1項及び第2項に基づき、全ての子(孫)及び父母(祖父母)について受任した上で続けて兄弟姉妹(甥姪)から受任する場合には、1名につき4万円とし、複数名から受任するときには2名以上の分は、1名につき2万円とする。</p>
	熟慮期間経過後の場合	<p>第12条に基づいて、着手金及び成功報酬金を算定する。</p> <p>経済的利益については、第10条(1)号に基づき、原則として、相続放棄申述によって負担を免れようとする被相続人の負債総額により算定する。</p>

2 裁判外の手数料

項 目	分 類		手 数 料
法律関係調査(事実関係調査を含む。)	基本		5万円以上20万円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		所属弁護士と依頼者との協議により定める額
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定 型	経済的利益の額が1,000万円未満のもの	5万円以上10万円以下
		経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの	10万円以上30万円以下
		経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上
	非定型	基本	300万円以下の部分 10万円 300万円を超え3,000万円以下の部分 1% 3,000万円を超え3億円以下の部分 0.3% 3億円を超える部分 0.1%
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		右の手数料に3万円を加算する。
内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	3万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示あり	基本	5万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額

項 目	分 類		手 数 料		
任意後見契 約	任意後見契約 書の作成	基本	5万円以上20万円以下		
		特に複雑又は 特殊な事情が ある場合	所属弁護士と依頼者との協議により 定める額		
	任意後見契約 締結後から当 該契約が効力 を生ずるまで の間になされ る訪問による 面談		一訪問につき5,000円以上3万円以下		
	委任事務の 処理	任意後見契約 に基づく基本 委任事務(依頼 者の日常生活 を営むために 必要な基本 的な事務をいう。 以下同じ)の処 理	月額5,000円以上5万円以下		
		基本委任事務 の範囲外の事 務処理	基本委任事務に加 えて収益不動産 の管理 その他の継続的 な事務の処理を 行う場合	月額3万円以上 10万円以下	
			裁判手続等を要 する場合	本規定の他の条項に基 づき算定された手 数料、着手金又 は成功報酬金の 額	

項 目	分 類		手 数 料
遺言書作成	定型		10 万円以上 20 万円以下
	非定型	基本	300 万円以下の部分 20 万円 300 万円を超え 3,000 万円以下の部分 1 % 3,000 万円を超え 3 億円以下の部分 0.3 % 3 億円を超える部分 0.1 %
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		右の手数料に 3 万円を加算する。
遺言執行	遺言執行		下記基本手数料と時価による相続財産額に下記の利率を乗じた額の合計額 但し、遺言執行に裁判手続を要する場合は、別途裁判費用が必要となる。
		基本手数料	30 万円
		相続財産額	報酬率
		5,000 万円以下の部分	2.0 %
		5,000 万円超 1 億円以下の部分	1.5 %
1 億円超 2 億円以下の部分	0.8 %		
2 億円超 3 億円以下の部分	0.8 %		
3 億円超 5 億円以下の部分	0.6 %		
5 億円超 10 億円以下の部分	0.5 %		
10 億円超の部分	0.3 %		
会社設立等	設立、増減資、組織変更、通常清算		資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。ただし、最低額は 40 万円とする。 1,000 万円以下の部分 4 % 1,000 万円を超え 2,000 万円以下の部分 3 % 2,000 万円を超え 1 億円以下の部分 2 % 1 億円を超え 2 億円以下の部分 1 % 2 億円を超え 20 億円以下の部分 0.5 % 20 億円を超える部分 0.3 %
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		所属弁護士と依頼者との協議により定める額
会社設立等以外の登記等	申請手続		一件 5 万円。ただし、事案によっては、所属弁護士と依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。
	交付手続		登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、一通につき 1,000 円とする。
株主総会等指導	基本		30 万円以上
	総会等準備も指導する場合		50 万円以上

現物出資等証明(会社法第207条第9項4号に基づく証明)	現物出資額の1.5%。ただし、30万円を最低額とし、出資等にかかる財産の調査の難易、繁簡、証明をなすことによる所属弁護士の危険負担等を考慮し、所属弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
------------------------------	---

項目	分類	手数料
簡易な自賠償請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)		次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、所属弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。 給付金額が150万円以下の場合 30,000円 給付金額が150万円を超える場合 給付金額の2%

第5章 時間制

(時間制)

- 第36条** 所属弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第6章の規定にかかわらず、30分当たりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間等拘束時間を含む。）を乗じた額を、弁護士費用として受けることができる。ただし、時間制の契約をした場合は、第38条所定の日当は発生しない。
- 前項の単価は、30分ごとに定めるのを原則とし、15分に満たざる時間は切り捨て、15分以上の時間は、30分として計算するものとする。
 - 所属弁護士は、原則として予め依頼者と協議して定めた期間経過後、速やかにその間の事務処理に要した時間を依頼者にFAX送信するなど適宜の方法で報告し、その所要時間のチェックを受けなければならない。
 - 所属弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の有する経済的利益、困難性、重大性、特殊性、新規性及び所属弁護士の熟練度等を考慮し、次表を基準として協議決定する。

弁護士経験年数	弁護士費用1時間単価 (30分あたり)
弁護士経験5年未満	1万円～2万5,000円 (30分あたり5,000円～1万2,500円)
弁護士経験5年以上10年未満	2万円～3万円 (30分あたり1万円～1万5,000円)
弁護士経験10年以上15年未満	2万5,000円～4万円 (30分あたり1万2,500円～2万円)

弁護士経験15年以上	3万5,000円～6万円 (30分あたり1万7,500円～3万円)
------------	--------------------------------------

- 5 所属弁護士は、時間制により弁護士費用を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

第6章 顧問料

(顧問料)

第37条 顧問料は、次表のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができる。

事業者	月額5万円以上
非事業者	月額2万円以上7万円以下

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。

第7章 日当

(日当)

第38条 日当は、次表のとおりとする。

半日（往復2時間を超え4時間まで）	3万円以上5万円以下
一日（往復4時間を超える場合）	5万円以上10万円以下

- 2 前項にかかわらず、所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 3 所属弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

第8章 実費等

(実費等の負担)

第39条 所属弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

- 2 所属弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

(交通機関の利用)

第40条 所属弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

第9章 委任契約の清算

(委任契約の中途終了)

第41条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任、又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの着手金の全部若しくは一部を返還し、又は成功報酬金の全部若しくは一部を請求する。

2 前項において、委任契約の終了につき所属弁護士のみには重大な責任があるときは、所属弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、所属弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる。

3 第1項において、委任契約の終了につき、所属弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が所属弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、所属弁護士は、その委任事務が成功したものとみなして成功報酬金の全部を請求することができる。ただし、所属弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

(事件等処理の中止等)

第42条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、所属弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

2 前項の場合には、所属弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

(弁護士報酬の相殺等)

第43条 依頼者が着手金や成功報酬金又は立替実費等を支払わないときは、所属弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

2 前項の場合には、所属弁護士は、速やかに、依頼者にその旨を通知しなければならない。

(附 則1)

本規定は、平成16年6月1日以降新規に依頼を受ける案件から適用するものとする。

(附 則2)

改正規定は、平成17年3月1日以降新規に依頼を受ける案件から適用するものとする。

(附 則3)

改正規定は、平成20年3月3日以降新規に依頼を受ける案件から適用するものとする。

(附 則4)

改正規定は、平成21年3月3日以降新規に依頼を受ける案件から適用するものとする。

(附 則5)

改正規定は、消費税の税率変更の点を除いて平成26年4月1日以降新規に依頼を受ける案件から適用するものとする。

(附 則6)

改正規定は、令和元年5月1日以降新規に依頼を受ける案件から適用するものとする。

(附 則 7)

改正規定は、令和 3 年 5 月 1 日以降新規に依頼を受ける案件から適用するものとする。

以上